

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
①	東亜道路工業株式会社	東京都港区 六本木七丁目3番7号	1-003226 5-004037
②	世紀東急工業株式会社	東京都港区 芝公園二丁目9番3号	1-001962

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「5-」は県外建設コンサルタントを表す。

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 5 月 15 日～平成 30 年 8 月 14 日 (3 か月)

3. 指名停止措置の適用範囲

- 1 に掲げる者のうち① 茨城町が発注する建設工事・建設コンサルタント業務等
1 に掲げる者のうち② 茨城町が発注する建設工事

4. 事実概要

東京港埠頭株式会社が発注する特定舗装工事について, 受注価格の低落防止等を図るため, 合意の下に受注予定者を決定し, 受注予定者が受注できるようにしたことにより, 公共の利益に反して, 取引分野における競争を実質的に制限したとして, 平成 30 年 3 月 28 日, 独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして, 公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

東亜道路工業(株)及び世紀東急工業(株)が, 独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして, 公正取引委員会から公表されたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 6 号に該当すると認められる。

なお, いずれも課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」第 4 条第 3 項を適用して 2 分の 1 の指名停止期間に短縮する。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し, 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し, 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第 4 号及び第 5 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

(指名停止の期間の特例)

第 4 条 3 町長は, 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため, 別表第 1 若しくは別表第 2 の各号又は前 2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは, 指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮し, 又は指名停止を行わないことができる。

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登録番号
東亜道路工業株式会社	東京都港区 六本木七丁目 3 番 7 号	3 - 0 0 5 0 7

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 5 月 15 日～平成 30 年 8 月 14 日（3 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する物品・役務調達契約

4. 事実概要

東京港埠頭株式会社が発注する特定舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため、合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしたことにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成 30 年 3 月 28 日、独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして、公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

東亜道路工業(株)が、独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして、公正取引委員会から公表されたことは、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」（平成 29 年要領第 4 号）第 2 条第 1 項及び別表第 8 号に該当すると認められる。

なお、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」第 3 条第 3 項を適用して 2 分の 1 の指名停止期間に短縮する。

〈茨城町物品調達等登録業者指名停止基準 別表〉

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 8 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

（指名停止の期間の特例）

第 3 条 3 町長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号又は前各項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
① 東亜道路工業株式会社	東京都港区 六本木七丁目3番7号	1-003226 5-004037
② 世紀東急工業株式会社	東京都港区 芝公園二丁目9番3号	1-001962

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「5-」は県外建設コンサルタントを表す。

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 5 月 15 日～平成 30 年 8 月 14 日 (3 か月)

3. 指名停止措置の適用範囲

1 に掲げる者のうち① 茨城町が発注する建設工事・建設コンサルタント業務等
1 に掲げる者のうち② 茨城町が発注する建設工事

4. 事実概要

成田国際空港株式会社が発注する特定舗装工事について, 受注価格の低落防止等を図るため, 合意の下に受注予定者を決定し, 受注予定者が受注できるようにしたことにより, 公共の利益に反して, 取引分野における競争を実質的に制限したとして, 平成 30 年 3 月 28 日, 独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして, 公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

東亜道路工業(株)及び世紀東急工業(株)が, 独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして, 公正取引委員会から公表されたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 6 号に該当すると認められる。

なお, いずれも課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」第 4 条第 3 項を適用して 2 分の 1 の指名停止期間に短縮する。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し, 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し, 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第 4 号及び第 5 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

(指名停止の期間の特例)

第 4 条 3 町長は, 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため, 別表第 1 若しくは別表第 2 の各号又は前 2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは, 指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮し, 又は指名停止を行わないことができる。

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登録番号
東亜道路工業株式会社	東京都港区 六本木七丁目 3 番 7 号	3 - 0 0 5 0 7

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 5 月 15 日～平成 30 年 8 月 14 日（3 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する物品・役務調達契約

4. 事実概要

成田空港株式会社が発注する特定舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため、合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしたことにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成 30 年 3 月 28 日、独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして、公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

東亜道路工業(株)が、独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして、公正取引委員会から公表されたことは、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」（平成 29 年要領第 4 号）第 2 条第 1 項及び別表第 8 号に該当すると認められる。

なお、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」第 3 条第 3 項を適用して 2 分の 1 の指名停止期間に短縮する。

〈茨城町物品調達等登録業者指名停止基準 別表〉

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 8 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

（指名停止の期間の特例）

第 3 条 3 町長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号又は前各項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
① 東亜道路工業株式会社	東京都港区	1-003226
	六本木七丁目3番7号	5-004037
② 世紀東急工業株式会社	東京都港区	1-001962
	芝公園二丁目9番3号	

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「5-」は県外建設コンサルタントを表す。

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 8 月 15 日～平成 30 年 8 月 14 日 (3 か月)

3. 指名停止措置の適用範囲

1 に掲げる者のうち① 茨城町が発注する建設工事・建設コンサルタント業務等
1 に掲げる者のうち② 茨城町が発注する建設工事

4. 事実概要

東京都が発注する特定二層式低騒音舗装工事について, 受注価格の低落防止等を図るため, 合意の下に受注予定者を決定し, 受注予定者が受注できるようにしたことにより, 公共の利益に反して, 取引分野における競争を実質的に制限したとして, 平成 30 年 3 月 28 日, 独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして, 公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

東亜道路工業(株)及び世紀東急工業(株)が, 独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして, 公正取引委員会から公表されたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 6 号に該当すると認められる。

なお, いずれも課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」第 4 条第 3 項を適用して 2 分の 1 の指名停止期間に短縮する。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し, 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し, 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第 4 号及び第 5 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

(指名停止の期間の特例)

第 4 条 3 町長は, 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため, 別表第 1 若しくは別表第 2 の各号又は前 2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは, 指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮し, 又は指名停止を行わないことができる。

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登録番号
東亜道路工業株式会社	東京都港区 六本木七丁目 3 番 7 号	3 - 0 0 5 0 7

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 5 月 15 日～平成 30 年 8 月 14 日（3 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する物品・役務調達契約

4. 事実概要

東京都が発注する特定二層式低騒音舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため、合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしたことにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成 30 年 3 月 28 日、独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして、公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

東亜道路工業(株)が、独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして、公正取引委員会から公表されたことは、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」（平成 29 年要領第 4 号）第 2 条第 1 項及び別表第 8 号に該当すると認められる。

なお、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」第 3 条第 3 項を適用して 2 分の 1 の指名停止期間に短縮する。

〈茨城町物品調達等登録業者指名停止基準 別表〉

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 8 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

（指名停止の期間の特例）

第 3 条 3 町長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号又は前各項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（ダイヤルイン）